

○議長（小松則明君） では、開会に先立ちまして、令和5年7月5日付で選任されました菊池監査委員より、御挨拶をいただきます。

○監査委員（菊池信男君） ただいま小松議長より発言の機会をいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

6月定例会におきまして、町議会の皆様の御同意をいただきました菊池信男でございます。前任の北田和紀氏の後任として監査委員の職務に取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、令和5年9月大槌町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松則明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。1番、佐々木大作君及び2番、山崎 充君を指名いたします。

○

日程第2 会期の決定

○議長（小松則明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日から10月19日までの15日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から10月19日までの15日間と決定いたしました。

○

日程第3 諸般の報告

○議長（小松則明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

議会閉会中における動向につきましては、その概要を取りまとめ、お手元に配付して

おりますので御覧願います。

次に、本日までに受理した請願及び陳情はありません。

以上で、私からの諸般の報告を終わります。

続いて、釜石大槌地区行政事務組合議会、岩手沿岸南部広域環境組合議会の報告については、お手元に配付しております概要報告のとおりですので御覧願います。



日程第4 町長の所信表明演述

○議長（小松則明君） 日程第4、町長の所信表明を行います。

町長、御登壇願います。

（町長 平野公三君 登壇）

○町長（平野公三君） 本日ここに、令和5年大槌町議会9月定例会の開会に当たり、町政運営に臨む私の所信の一端を申し上げ、議員並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

このたび、町民の皆様の御審議を賜り、引き続き町政を担わせていただくことになりました。改めてその職責の重さを痛感し、身が引き締まる思いであります。これまでの2期8年間の経験を生かしながらも、常に初心を忘れることなく、議員の皆様との丁寧な議論を通じ、真摯に町政運営に努めてまいり所存であります。

8年前の町長就任以来、私は町のかじ取り役としての責任と復興を一日でも早く成し遂げる覚悟を胸に、東日本大震災津波復興計画の着実な推進と、その後継となる第9次大槌町総合計画をまとめ上げ、町民と行政の協働の下、被災者や町民に寄り添った復興の総仕上げに向け、各施策の取組を進めてまいりました。

特にも2期目においては、令和元年に発生した台風19号による被害の復旧や、新型コロナウイルス感染症へのワクチン接種の推進、冷え込む地域経済へのコロナ対策の対応、海面養殖による「岩手大槌サーモン」や、害獣を地域資源へと取り組む「岩手ジビエ大槌鹿」のブランド化への支援、県立大槌高等学校の存続を図りまちづくりの活性化と一体に取り組む大槌高校魅力化など、多くの関係者の力をお借りしながら、様々な分野の課題解決に取り組んでまいりました。

東日本大震災津波からの復興は、各地域の都市計画マスタープランにのっとり、12年の歳月を経て、ほぼ計画どおり整備されました。これまでの8年間を振り返りますと、積み重ねてきた施策の成果は少しずつ着実に表れてきているものと認識をしております。

しかしながら、少子化・高齢化・人口減少に加え、昨今の急激な社会経済情勢の変化を起因とした諸問題は山積しており、新たに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等に係る防災・減災の対策の強化、町の基幹産業である水産業においては、サンマ、スルメイカ、サケの主要魚種の不漁に対する海面養殖等による新たな海業への挑戦、去る8月24日に福島第一原子力発電所において開始されたALPS処理水海洋放出の影響による風評被害の対応など、まちづくりの歩みを緩めるいとまはありません。

現在、当町では、避けては通れない幾多の問題に対応していくため、町民の意見を反映させ、課題と対策を整理した第9次大槌町総合計画「後期基本計画」の策定に取り組んでおります。後期基本計画は、令和6年度から令和10年度までの5年計画であり、前期基本計画に掲げた基本構想を引き継ぎ、国土強靱化地域計画と地方版総合戦略を統合した一体的な構成で策定してまいります。

また、これからの4年間、3つの視点から重点的・俯瞰的に町政運営を進めてまいります。

1つ目は、人口減少対策であります。国立社会保障・人口問題研究所による人口推計では、当町の人口は、2年後の令和7年には1万人を切る見込みとなっており、約20年後の令和27年には6,200人程度になると推計されております。いかに人口減少の加速化を抑制するか、今まで以上に人口減少対策に力を入れていくとともに、人口減少社会においてのまちづくりを見据えて、幅広い視点で施策を進めなければなりません。

2つ目は、少子高齢化対策であります。令和2年国勢調査によると、当町の15歳未満の年少人口割合は10.3%であり、岩手県の11.1%、全国の11.9%よりも低い状況にあります。国立社会保障・人口問題研究所による推計では、2年後の令和7年には9.6%、約20年後の令和27年には8.1%になると推計され、少子化が進行すると予想されております。

また、高齢化においては、令和2年国勢調査によると、当町の高齢化率は38.3%であり、岩手県の33.8%、全国の28.6%よりも高い状況にあります。今後の推計によると、2年後の令和7年には40.9%、約20年後の令和27年には50%になると推計され、高齢化が今後も進行することが予測されております。医療や介護、年金といった社会保障制度において、高齢者1人を支える現役世代が減少していくことで、制度の維持が困難になっていくことが想定されております。少子高齢化に伴い、福祉等に用いる扶助費の増加が予想される反面、交付税等は減額されていくことが見込まれることから、歳入を増加させる取組や歳出抑制のため、事業を「あれもこれも」から「あれかこれか」という発

想に変えていかなければなりません。

3つ目は、地域における産業の活性化、安心して働ける場の確保であります。昨年11月に岩手県から公表された令和4年岩手県人口移動報告年報によると、令和3年10月1日から令和4年9月30日までの転入と転出によって起こる人口の社会増減では、転入が279名、転出が353名で、74名の社会減となっております。人口減少を食い止めるには、若年層を中心とした人口の社会減を縮小させるとともに少子化に歯止めをかける必要があります。人口の社会減の縮小のためには、人々が生き生きと働くことができる場を確保することが必要となります。厳しい経営環境が続く中ではありますが、今後も持続可能で魅力ある農林水産業の振興や地元企業の成長支援、起業の促進などに取り組んでまいります。

今申し述べました3つの視点を踏まえ、10年先の中長期的にわたる未来を見据え、町民一人一人が誇れるまちを目指し、地域の特性を生かす様々な取組を推し進めてまいります。

具体的な内容として、私が掲げている公約について申し上げます。

1つ目に掲げるのは、産業振興による町民所得のまちづくりであります。

農作物の野生鳥獣被害や主要魚種の不漁等、地域課題の解決に向け、官民一体となって取り組んできた「岩手ジビエ大槌鹿」と「岩手大槌サーモン」は、大槌の名を冠する特産品として生産と流通の拡大が進められ、その知名度は順調に高まっております。今後につきましても、そのブランド力の向上を側面支援するとともに、新たな大槌ブランドの開発・研究や、担い手の育成及び農林水産物の生産支援を進めてまいります。

また、吉里吉里漁港を中心に検討を進めている海業振興につきましても、サーモン養殖、藻場再生、ウニ畜養、ダイビング等観光振興、海洋学習といった複合的な取組を核として、計画の取りまとめを行っております。実施においては、地域人材も含めた地域資源を最大限に活用し、地域のにぎわいや雇用の創出を実現してまいります。

第一次産業は、大槌の豊かな自然環境を礎としており、これからも森林認証や藻場再生等の取組を通じ、森林、農地、漁場などの保全管理を進めてまいります。

町内の経済活動は、持続可能なまちづくりにおける基盤であり、特に建設業をはじめとする地元企業は、町のインフラ整備のみならず、災害時の対応を担うなど、極めて重要な存在であることは言うまでもありません。引き続き、企業の健全な活動を支え、雇用を確保するための取組を進めてまいります。

また、地域資源を活用し、挑戦を続ける事業者を支援するとともに、地域にあふれる資源を再構築し、新たな産業構造をつくってまいります。

オリジナルアニメの制作による若年層をターゲットとした交流人口の拡大につきましては、令和2年度からPRアニメを制作しており、本年度は3作目に取りかかっております。アニメを活用したPRにより当町を強く印象づけ、興味や関心を持っていただくことにより、国内はもとより海外からの誘客につなげ、交流人口の拡大を推進してまいります。

地域おこし協力隊による産業の活性化と移住の推進につきましては、令和3年度から受入れを開始し、本年度に新たに着任した3名を加え総勢20名となり、当町の課題解決に取り組んでおります。引き続き、地域おこし協力隊の連携事業者を拡大し、地域を支える人材を広く呼び込み、地域産業の活性化とまちづくり人材としての隊員の定住につながる取組を推進してまいります。

また、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手不足の課題に対する取組といたしましては、特定地域づくり事業協同組合「おおつち百年之業協同組合」の設立に向け、支援してまいりました。地域の仕事を組み合わせて通年の仕事をつくり、労働者の安定的な雇用環境及び一定の給与水準など、労働環境を整備することで地域産業の維持と担い手の確保に向けた取組を進めてまいります。

防災集団移転促進事業の移転元地等の利活用につきましては、当町が復興の次のステージへと差しかかり、持続的発展の途上にある今こそ、有効活用に向けた取組を加速させる必要があります。つきましては、新たな地域産業の育成を念頭に地域住民や事業者と連携し、活用方法について検討してまいります。

また、区画整理地内の活用につきましても、地域の魅力を最大限に引き出し、住民の暮らしと地域経済を豊かにする取組を進めてまいります。

2つ目に掲げるのは、福祉・子育て、教育のまちづくりであります。

医療体制の充実につきましては、町民が安心安全な質のよい医療サービスを受けることができるよう、急性期から慢性期までの切れ目のない地域医療体制の維持に努めるとともに、地域の基幹病院である県立釜石病院の機能強化が図られるよう、医師の確保、診療科の充実及び普通分娩の早期再建に向け、釜石市や釜石医師会等と連携して取組を進めてまいります。

障害を持つ方が生活や健康管理面でサポートを受けながら共同生活を営むグループホ

ームの設置につきましては、現在策定中の次期「大槌町障がい福祉プラン」に整備することを明確化し、早期実現に向けた具体的な取組を着実に進めてまいります。

なお、障害福祉施設としてのグループホームは、原則として住まいの提供及び夜間における支援が主となることから、就労継続支援施設の環境整備や地域で活動できる場など、日中活動の在り方についても併せて検討してまいります。

妊娠から子育てまでの総合支援体制の強化につきましては、来年度、児童福祉と母子保健とを一体的に取り組む「こども家庭センター」を設置することとしており、妊娠から子育てを切れ目なく支援するための相談支援体制の強化をこれまで以上に図ってまいります。

子供から高齢者までが共に安全で楽しく過ごせる遊び場の整備につきましては、住民それぞれのライフステージに応じた集い・憩い・心身の健康増進となり得る「（仮称）みんなのひろば」の整備に向けて、町民の意見を踏まえながら取り組んでまいります。

地域の人とのつながりは、日常の支え合いや地域のにぎわい創出のためにも重要であり、各地域に応じた新たな形の地域コミュニティーが必要不可欠だと考えております。地域コミュニティーの希薄化が課題となる中、当町では、コミュニティー協議会等をはじめとした町内各地区のリーダーとなる方々の共同体制が構築されており、地域の強みを生かし、連携した取組など活発な話し合いが行われております。このような活動の追い風とすべく、各地区の支援を行う専門員を配置し、地域の調査や相談、活動支援等の充実を図ってまいります。

そして、令和3年3月に策定した、大槌町協働地域づくり推進指針に当町が目指す姿として掲げる、人と人との集まり、出会いとつながりが広がる中で生まれる「おもっせえ おおつち」の実現に向けて取り組んでまいります。

学校教育につきましては、大槌町子供の学び基本条例でうたっている零歳から18歳まで一貫した教育の充実を図ってまいります。

大槌高校魅力化事業につきましては、令和元年度の大槌高等学校への入学者数が42名であったのに対し、本年度は62名にまで増加しており、はま留学生につきましても令和3年度入学者数1名であったのに対し、本年度は5名と着実に人数を増やしております。他市町村と比較しても高い実績であり、町内外の中学生や保護者から寄せられる期待の大きさを示しているものと認識しております。

今後につきましては、より一層の魅力化を実現すべく、県教育委員会と連携を図り、

魅力化推進員の配置、放課後の居場所づくり、はま留学生の生活環境整備に注力してまいります。

令和3年度に供用開始した町営野球場及び町営サッカー場は、これまで各年代、カテゴリーごとに各種県大会や東北大会、さらには全国大会の会場の一つとして使用されるなど、年々実績を積み重ねております。引き続き、競技者・来場者の視点に立ち、施設の環境整備と利便性の向上に努めてまいります。

郷土財を生かしたまちづくりにつきましては、町の天然記念物である「源水川の淡水型イトヨ」や東日本大震災津波後に起因して存在が確認された「農薬に耐性のないミズアオイ」に代表される貴重な郷土財を町内外にPRすることで、交流人口・関係人口の増加につなげてまいります。

また、源水川や郷土財活用湧水エリアを児童生徒の環境学習の場として活用するとともに、保全活用委員会を中心に地元高校生やボランティアを交え、住民参加型の保全活動に取り組んでまいります。

3つ目に掲げるのは、歴史郷土芸能、震災伝承等を通じたまちづくりであります。

郷土芸能は、大槌を語る上で欠かすことのできない文化であり、長年にわたる様々な場面において披露され、親しまれております。言わば町民の活力の源であり、町の貴重な伝統文化である郷土芸能を後世に確実に継承するためにも、郷土芸能保存団体連合会を通じた「大槌町郷土芸能祭」への活動助成に加え、後継者の育成や文化財保護のための基金創設について検討してまいります。

また、当町では、東日本大震災津波により多くの貴重な文化財が消失した一方で、復興事業に伴う発掘調査で出土した考古資料や寄贈された民具資料等を多数所蔵しております。これらの貴重な文化財の保護、活用を図るための郷土館の整備について、総合的に検討してまいります。

現在工事を進めている「(仮称)鎮魂の森整備事業」につきましては、令和7年7月の完成を目指し、着実に事業を進めてまいります。

また、1000年に一度と言われる被害に二度と見舞われないため、今後のまちづくりにおいても、震災の記録や教訓を後世に伝える取組を進めてまいります。

4つ目に掲げるのは、災害に強いまちづくりです。

昨年3月に岩手県から公表された新たな津波浸水想定では、東日本大震災津波よりも広い範囲に浸水が及ぶことが公表されました。当町では、ソフト面での対策として防災

ハザードマップを作成したほか、各地区で説明会を実施し、津波への注意を促してまいりました。

また、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の特別強化地域に当町が指定されたことにより、本年6月に大槌町津波避難計画・推進計画を策定し、現在は緊急事業計画の策定に向け取り組んでおります。中でも緊急度の高い大ケ口地区の避難施設整備につきましては、早期完成に向け、着実に事業を進めてまいります。

消防・防災の拠点となる消防屯所の整備につきましては、地域の防災力向上のために必要不可欠であることから、老朽化が進んでいる施設の建て替えを進めております。このうち、小槌地区消防屯所につきましては来年度の完成を目指しているほか、金沢地区につきましては建設場所等に検討を要することから、地元消防団との協議を進めており、令和7年度の事業着工に向け、取り組んでまいります。

次に、上下水道の耐震化、老朽化への対応について申し上げます。

上水道事業につきましては、人口減少に伴う給水人口の減少や施設の老朽化が進んでいることから、水道料金の改定などにより収支均衡を図った上で、老朽化した施設の更新と耐震化を計画的に進めてまいります。

下水道事業につきましては、汚水処理に必要な費用が使用料による収入を上回っていることから、下水道使用料の改定などにより収支の改善を図るとともに、施設の維持管理に必要な財源を確保し、上水道事業と併せ、持続可能な事業運営に努めてまいります。

次に、町道について申し上げます。

勾配が特に急な町道高森団地線につきましては、地域住民の利便性向上を図るため、本年度は車両が通行しやすいよう一部道路の拡幅工事を実施いたしました。勾配が一定以上の路線につきましては、高森団地線も含め10路線あることを確認しております。これらにつきましては、今後道路の形状を勘案し、改良工事並びに維持管理を計画的に実施してまいります。

また、冬期においては、地域住民の方々や町内事業者の協力もいただきながら、融雪剤の散布等を行い、積雪・凍結対策に取り組んでまいります。

5つ目に掲げるのは、町財政健全化に向けたまちづくりであります。

東日本大震災津波を契機として、町の予算規模は急激に拡大し、復興事業が終息した令和4年度決算においても、財政規模の目安である標準財政規模の約2.4倍となっております。

ます。社会全体としての人口減少は確実であり、将来的な財政運営の厳しさを冷静に受け止めつつ、事務事業について短期的な視点や中長期的な視点で取り組むべき事業を見極め、身の丈に合った持続可能な財政運営の確立を図ってまいります。

自主財源の確保につきましては、公平な税負担を図ることはもとより、公正納税の観点からも、滞納処分を中心とした徹底的な徴収強化に努めてまいります。

また、ふるさと納税の令和4年度寄附額は、約4億5,000万円と前年度を上回る実績となりました。本年度につきましては、8月末までの前年度同期と比べ約250%の増加となっており、好調に推移しております。ふるさと納税は、返礼品を提供する町内事業者においても重要な販路となっております。引き続き町内事業者と連携し、魅力ある地場産品の発掘と開発を強化しつつ、町のPR、地域所得の向上、財源の確保に取り組んでまいります。

最後に6つ目に掲げるのは、信頼・信用される役場組織・人材育成のまちづくりであります。

度重なる行政事務の不祥事により失われた行政への信頼を回復するため、信頼・信用される役場組織・人材育成に取り組んでまいります。

1つに、組織の強化として現在の「班長制」から「課長補佐・係長制度」への重層的な組織改編を行い、チェック体制の強化を図ります。課長補佐を配置し、役割及び責任の所在を明確にすることにより、組織目標の達成を職員一丸となり推し進められる組織づくりを進めてまいります。

2つに、その組織を支える人材の育成として、人事評価結果を活用した研修を行い、職員の能力に合わせた効率の良い人材育成を実施してまいります。

3つに、職員が能力を十分に発揮することができる風通しのよい職場環境づくりを推進してまいります。研修を通じ、各種ハラスメントに対する理解を深め、ハラスメント防止を推進するほか、他自治体との人事交流を行い、組織の活性化を図り、職員が自ら行動し、持つ能力を最大限発揮できる職場環境の構築を目指してまいります。

また、不適切な事務処理は職員の公文書管理意識の甘さが露呈したものと捉えており、これまで以上に公文書管理の徹底を図る必要があると考えております。そのためには、公文書管理条例に基づく職員研修について、全ての職員が研修を受講できるよう、eラーニング等の活用により研修の充実を図り、職員一人一人の公文書管理に対する自覚を促し、ルールに従った適切な管理を行えるよう取り組んでまいります。

次に、自治体デジタルトランスフォーメーションについて申し上げます。

人口減少、少子高齢化社会に対応するため、事務の効率化、コストの抑制を図ることが求められております。そのためには、自治体DXによる行政のデジタル化を進め、行政の情報システム刷新や行政手続のオンライン化など、デジタル技術を活用することにより、利用者の利便性の向上と行政事務の効率化を進めてまいります。

以上、町政運営に臨むに当たり、所信の一端を述べさせていただきました。これからの大槌のまちづくりに対する6つのメッセージは、いずれもあらゆる視点で、あらゆる分野で「大槌はいいな」と思い、思われる魅力的で堅実なまちづくりに向け、取り組んでいく方向性を示したものであります。魅力のある人を育て、新しい価値を創造し続けるまちを町民の皆様と共に目指しながら、幾多の課題に目を背けることなく、全身全霊で取り組んでまいり所存であります。

最後に、議員並びに町民の皆様のご理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます。心新たな3期目の船出に当たり、私の所信表明といたします。



- 日程第 5 報告第11号 損害賠償額の専決処分の報告について
- 日程第 6 報告第12号 「大槌町地域防災計画」の修正に係る報告について
- 日程第 7 報告第13号 健全化判断比率の状況の報告について
- 日程第 8 議案第53号 公布手続に不備のあった条例を整備する条例の制定について
- 日程第 9 議案第54号 大槌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第55号 大槌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第56号 大槌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第57号 大槌町立図書館設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第58号 町道の路線認定及び路線廃止について
- 日程第14 議案第59号 令和5年度大槌町一般会計補正予算（第6号）を定める

ことについて

日程第15 議案第60号 令和5年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについて

日程第16 議案第61号 令和5年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについて

日程第17 議案第62号 令和5年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについて

日程第18 議案第63号 令和5年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて

日程第19 認定第1号 令和4年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第20 認定第2号 令和4年度大槌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第21 認定第3号 令和4年度大槌町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第22 認定第4号 令和4年度大槌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第23 認定第5号 令和4年度大槌町水道事業会計決算の認定について

日程第24 認定第6号 令和4年度大槌町下水道事業会計決算の認定について

○議長（小松則明君） 日程第5、報告第11号損害賠償額の専決処分の報告についてから日程第24、認定第6号令和4年度大槌町下水道事業会計決算の認定についてまで、20件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 令和5年9月大槌町議会定例会における報告3件、議案11件、認定6件につきまして、一括で提案理由を申し上げます。

報告第11号損害賠償額の専決処分の報告については、草刈り作業中の飛び石により、相手方の車両リアガラスに損害を及ぼしたことに係る損害賠償額の専決処分の報告であります。

報告第12号「大槌町地域防災計画」の修正に係る報告については、国の防災基本計画の修正及び岩手県地域防災計画との整合を図るため、大槌町地域防災計画を修正したこ

とから報告するものであります。

報告第13号健全化判断比率の状況の報告については、令和4年度決算に係る健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率を報告するものであります。

議案第53号公布手続に不備のあった条例を整備する条例の制定については、条例規則の公布手続の不備に関する大槌町職員の不祥事に係る第三者委員会からの答申を受けて、公布手続に不備のあった条例について問題を解消するため、施行期日を実際の公布日に改め、当初の施行予定日から改正後の条例を適用するよう附則の改正を行おうとするものであります。

議案第54号大槌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第55号大槌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第56号大槌町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものであります。

議案第57号大槌町立図書館設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、指定管理制度導入に不備のあった期間について問題の解決を図るため、昨年10月の条例改正により加えた指定管理者による管理等の規定を、指定管理者の公布手続を開始した日に遡及させる附則の改正を行おうとするものであります。

議案第58号町道の路線認定及び路線廃止については、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、町道の路線認定または路線廃止について認定しようとするものであります。

議案第59号から第63号までは、各会計の補正予算であります。

議案第59号令和5年度大槌町一般会計補正予算（第6号）を定めることについては、今年度の人事異動に伴う人件費の調整、原油価格・物価高騰対策事業等の計上に伴う増額補正であり、歳入歳出予算に2億5,172万3,000円を追加し、歳入歳出総額を115億4,825万5,000円とするものであります。

第2条では、債務負担行為の補正追加1件、第3条では、地方債補正追加3件、変更3件であります。

議案第60号令和5年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、高額療養費、保険者負担金等の計上に伴う補正であり、歳入歳出予算に2,203万5,000円を追加し、歳入歳出総額を14億5,109万1,000円とするものであります。

議案第61号令和5年度大槌町介護保険特別会計補正予算（第2号）を定めることについては、介護給付費準備基金積立金、国庫支出金等、過年度分返還金等の計上に伴う補正であり、歳入歳出予算に6,972万円を追加し、歳入歳出総額を16億9,326万2,000円とするものであります。

議案第62号令和5年度大槌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについては、後期高齢者医療広域連合納付金等による補正であり、歳入歳出予算に115万6,000円を追加し、歳入歳出総額を1億3,518万4,000円とするものであります。

議案第63号令和5年度大槌町水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについては、収益的収支について基本料金の免除に伴う給水料の減額と、他会計からの補助金の増額による収入の増額補正と、料金システムの改修費等支出の増額補正であります。収益的収入及び支出において、収入予定額に1,146万円を増額し、予定額総額を3億1,301万1,000円に、支出予定額に169万9,000円を増額し、予定額総額を3億5,987万1,000円とするものであります。

認定第1号から認定第6号までについては、各会計の決算の認定であります。

令和4年度大槌町歳入歳出決算書1ページをお開き願います。

認定第1号令和4年度大槌町一般会計歳入歳出決算の認定については、予算現額115億5,824万6,000円に対し、収入済額111億533万1,029円、支出済額105億5,576万3,303円あります。歳入歳出差引額は5億4,956万7,726円で、繰越明許費等に充当する財源1億6,173万8,000円を差し引いた実質収支額は3億8,782万9,726円となり、翌年度へ繰り越すものであります。

認定第2号令和4年度大槌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、予算現額16億119万6,000円に対し、収入済額17億4,490万2,728円、支出済額14億8,392万990円あります。歳入歳出差引額は2億6,098万1,738円であり、翌年度へ繰り越すものであります。

認定第3号令和4年度大槌町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、予算

現額16億7,795万2,000円に対し、収入済額15億3,235万4,242円、支出済額14億5,248万6,388円であります。歳入歳出差引額は7,986万7,854円となり、翌年度に繰り越すものであります。

認定第4号令和4年度大槌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、予算現額1億4,115万9,000円に対し、収入済額1億3,224万8,931円、支出済額1億3,109万2,531円であります。歳入歳出差引額は115万6,400円となり、翌年度に繰り越すものであります。

一般会計、特別会計の総合計は、予算現額149億7,855万3,000円に対し、収入済額145億1,483万6,930円、支出済額136億2,326万3,212円であります。歳入歳出差引額は8億9,157万3,718円であり、翌年度へ繰り越すべき財源1億6,173万8,000円を差し引いた4会計合計の実質収支額は7億2,983万5,718円であります。

次に、認定第5号令和4年度大槌町水道事業会計決算の認定についてであります。

大槌町水道事業会計決算書1ページをお開き願います。

収益的収入及び支出における収入については、決算額3億1,605万7,628円であります。支出については、決算額2億8,214万3,025円であります。

次ページをお開きください。

資本的収入及び支出における収入については、決算額8,422万8,069円であります。支出については、決算額1億9,209万4,560円であります。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億786万6,491円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額当年度分損益勘定留保資金から補填しております。

次に、認定第6号令和4年度大槌町下水道事業会計決算の認定についてであります。

大槌町下水道事業会計決算書1ページをお開き願います。

収益的収入及び支出、収入です。第1款公共下水道事業収益については、決算額7億8,331万7,011円あります。第2款漁業集落排水処理事業収益については、決算額2億90万4,280円あります。

次ページをお開きください。

支出についてでございます。

第1款公共下水道事業費用については、決算額7億1,737万4,301円あります。

第2款漁業集落排水処理事業費用については、決算額1億9,171万6,204円あります。

3ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出、収入です。

第1款公共下水道事業資本的収入については、決算額3億5,181万8,901円であります。

第2款漁業集落排水処理事業資本的収入については、決算額2,653万5,615円であり
ます。

4ページをお開きください。

支出についてでございます。

第1款公共下水道事業資本的支出については、決算額4億9,862万8,901円であります。

第2款漁業集落排水処理事業資本的支出については、決算額7,588万7,615円であり
ます。なお、公共下水道事業資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億9,616万2,000
円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び当年度分損益勘定留保資金で
補填しております。

以上、一括で提案理由を申し上げました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 以上をもって当局からの説明は終わりました。

皆様にお諮りいたします。後日設置予定の決算特別委員会において決算審査が行われ
ますが、限られた日程であり、スムーズな議事進行とするため、決算審査に必要な資料
を事前に当局にお願いすることが議会運営委員会において調整されましたので、皆様か
ら資料請求を受けたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議ありませんので、そのようにいたします。

それでは、10日火曜日午前10時までに必要な資料名を議会事務局へ申し出てください。

以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日6日から9日までは議案思考のため休会とし、10日火曜日は午前10時より再開い
たします。

本日は御苦労さまでございました。

散 会 午前10時52分